

第三次国分寺市農業振興計画
(平成 28 年 3 月策定)

序 章 計画の目的と位置付け

第 3 章 農業振興の基本計画
(修正)

令和 3 年 3 月
国 分 寺 市

2. 計画の目的

本計画は、平成18年3月に改定した「第二次国分寺市農業振興計画」(以下「第二次計画」という。)を改定するものであり、この10か年において都市農業の強みを活かし、持続的・安定的な農業と国分寺農業の発展を実現するとともに、農のある豊かなまちづくりを地域住民と共に進めることで、地域コミュニティに根差した農業生産と消費のサイクルを推進しようとするものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、「食料・農業・農村基本法」⁶に示された都市農業の振興の趣旨を踏まえて作成されるものです。同時に、本計画を「農業経営基盤強化促進法」で定められている「農業基本構想」として位置付けます。

また、本計画は「都市農業振興基本法」において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「地方計画」を兼ねるものとします。

(地方計画:都市農業振興基本法第10条で「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下、「地方計画」という)を定めるよう努めなければならない」とされており、国分寺市においては、本計画を地方計画として位置づけるものとします。) 令和3年3月 追記

なお、本計画の取組は、「都市農業振興基本法」にて示された国等が講ずべき基本的施策を踏まえて策定していますが、今後、国・東京都による都市農業に関する計画に照らし、必要に応じて修正を図ります。

4. 計画の期間

本計画が示す施策を推進し、目標を達成する時期を平成37年度までの10か年と設定します。なお、平成29年に策定予定の第四次国分寺市長期総合計画に続く国分寺市の総合的な計画の期間を考慮しつつ、平成32年度を目途に、それまでの施策の進捗状況や社会情勢に応じて、必要な見直しを行います。

また、国において都市農業に関わる政策・制度が新たに検討されている状況を踏まえ、今後予定されている国による「都市農業振興基本計画」と東京都による「地方計画」の策定と連動し、計画全般及び該当する施策を適宜見直すものとします。



第3章 農業振興の基本計画

1. 基本構想実現のための施策体系

(1) 農業施策の展開方向

基本構想(第2章)において、国分寺農業を維持・発展させていくために「都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業」を基本目標として、①持続的・安定的・発展的な農業経営の確立、②意欲的な農業者に対する支援、③生産基盤であり多面的機能を持つ農地の保全・活用、④市民がふれあう農のある豊かなまちづくりという4つの柱を掲げました。

この目標を実現するため、国分寺市における農業施策の展開においては、第二次計画においては「農業者の軸」「市民の軸」が基本とされていましたが、本計画では更に「商工業の軸」「行政の軸」を追加します。

○農業者の軸	経営・営農に意欲のある国分寺の農業者や農地保全に寄与する農業者による取組
○市民の軸	農や食に関心を持った国分寺市民による取組
○商工業の軸	農業との連携を図り、市内外にPRする市内商工業者の取組
○行政の軸	農業委員会はもとより、教育、健康・福祉、広報、都市計画等の庁内部局と連携した取組

5つの展開方向

① 国分寺農業の持続と発展に対する支援

経営・営農状況に応じて農業者を的確に支援し、国分寺農業が持続し、更に発展することを促し、農業所得の向上と農地の保全につなげます。

② 地産地消を中心とした生産・流通・販売・消費のネットワークの確立

安全・安心、新鮮さを強みとして市民を中心とした消費を喚起し、流通・販売網を確立することで、地産地消に基づく生産から消費に至るネットワークを確立します。

③ 食と農を結びつけた国分寺農業への理解の促進

食への関心の高まりを背景として、市民における食育に対する理解を育み、市民が「食べる」ことを楽しみながら地産地消を促進します。

④ 農地の多面性を活かした農のあるまちづくりの推進

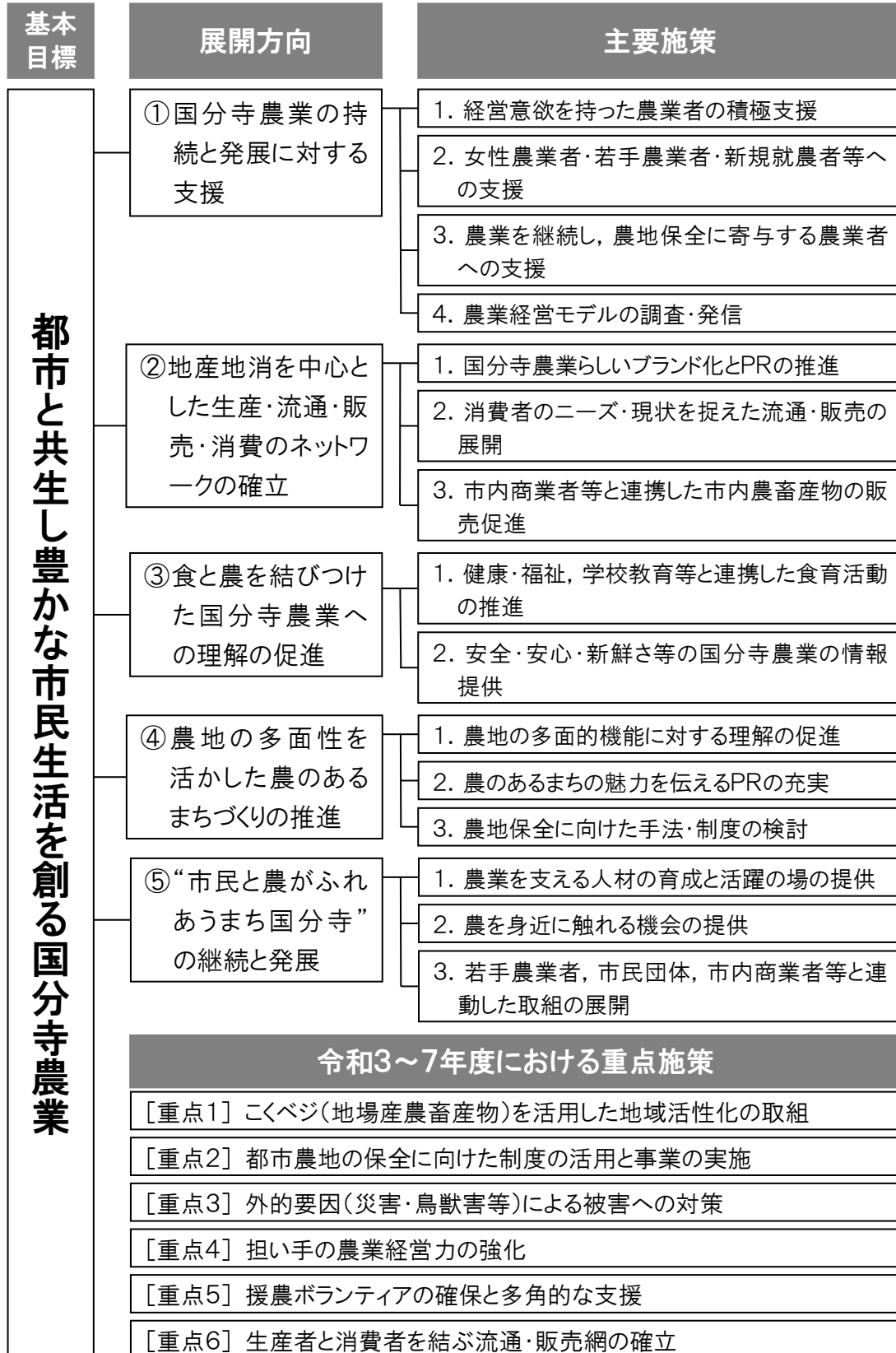
食材の提供のみならず、景観・環境・防災・教育・市民との交流等、農地の有する多面的な機能への理解を促し、農のあるまち・国分寺に対する認識を深め、国分寺農業の持続性へとつなげます。

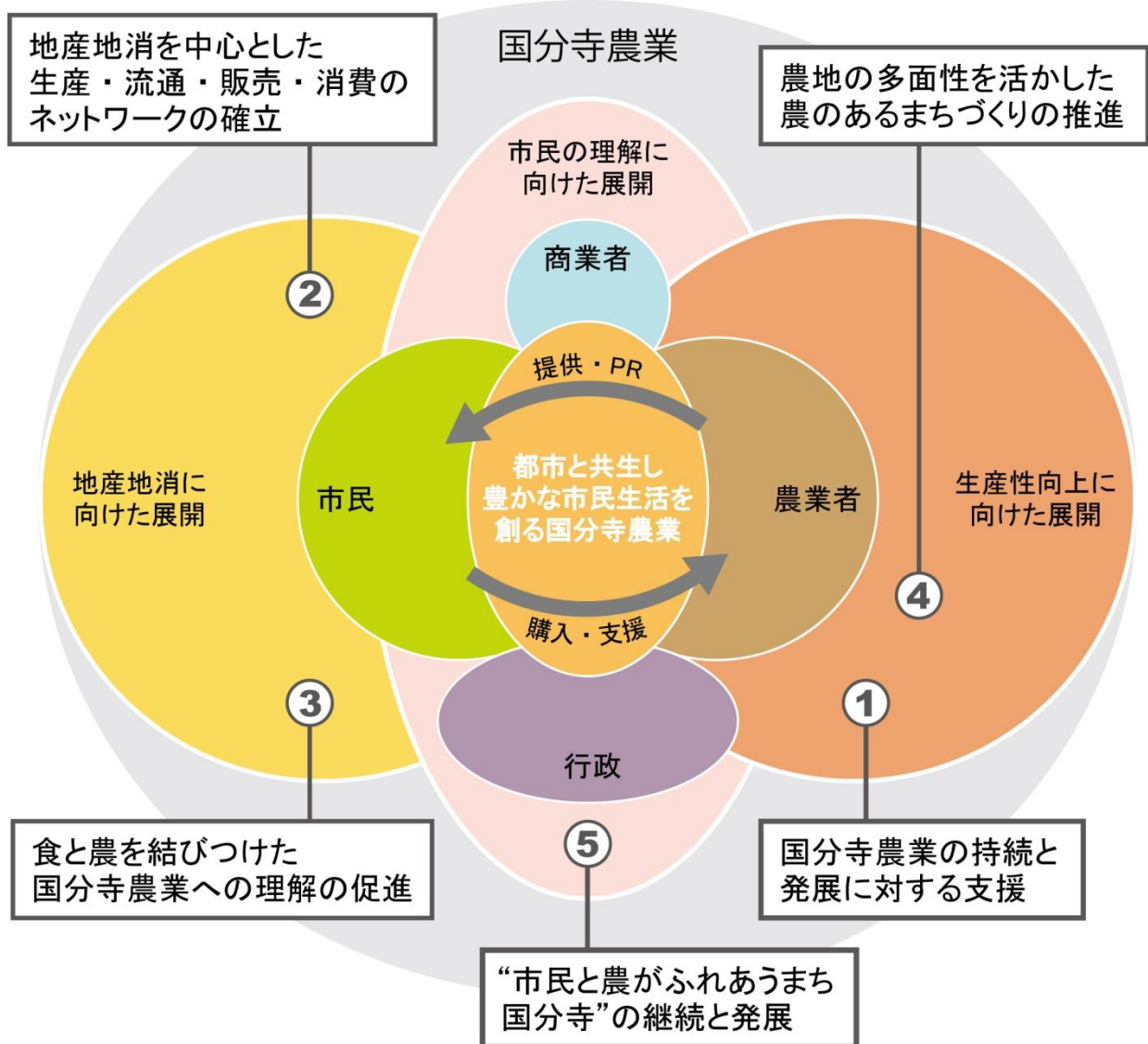
⑤ “市民と農がふれあうまち国分寺”の継続と発展

農業を身近に感じる市民を増やし、国分寺農業を支える市民を育てることで市民と農のふれあいの裾野を広げ、農のあるまちづくりを継続・発展させます。

(2) 農業施策の体系

農業施策の5つの展開方向に沿って施策を具体的に進めるにあたり、施策体系を次のように定めます。5つの展開方向に2～4の主要施策を位置付けた上で、本計画期間の後半5年間に重点的に取り組む6つの重点施策を掲げています。





2. 後期における農業振興施策の推進

展開方向① 国分寺農業の持続と発展に対する支援

【該当するSDGs⁴²：2・8・15】

国分寺市には、地域が都市化していく中であっても生産性の向上や高付加価値化、地域コミュニティに根差した販売、農業体験農園の経営等、それぞれに経営面での工夫をすることで、農業所得の向上や安定化につなげている農業者がいます。一方、主たる収入は農業以外に求めながら、農業を続ける農業者もいます。



最新技術の養液栽培システムを
活用したトマト栽培

また、近年の大規模な災害による影響を踏まえ、農業用鉄骨ハウスをはじめとする災害に強い生産施設等の導入を望む声があがっています。

そのような農家の経営状況を踏まえ、国分寺農業の持続と発展を実現させるべく、認定農業者となって経営努力をしようとする農業者に対しては、JAをはじめとする関係機関と連携し、積極的な支援を行うとともに、PRに取り組みます。また、都市農業は世帯全体で支えることが望ましいことから、家族協定を推進するなど、女性農業者の支援も重視します。更に、特に熱意のある若手農業者や新規就農者については、将来の国分寺農業の主たる担い手になることを想定し、厚い支援を検討します。

一方で、農地を維持する意向を持つ農業者に対しては、農業体験農園の開設・運営のための支援や援農ボランティアの派遣による人的な支援等を行うことで、農業所得を少しでも向上させることにつなげ、営農維持、ひいては農地保全につながる取組を展開します。また、担い手の確保等につながる農福連携については、農業者・障害者就労施設のニーズを把握し、研究を進めます。

これらに加え、直接的な支援のみならず、国分寺市や他自治体における優良な農業経営・生産方法をモデルケースとして情報提供できるよう、農業関係機関等と協力し、情報収集に努めます。

主要施策

1. 経営意欲を持った農業者の積極支援

○認定農業者制度のメリットの明確化と普及 **【重点4】**

認定農業者になることのメリットを明確にした上で、それを周知することで、より多くの農業者が認定農業者になることを誘導します。

○認定農業者の育成と積極支援 **【重点4】**

農業経営に対して積極的な農業者が認定農業者となり、各自の農業経営を強化すると

ともに、国分寺農業をリードする存在となることを目指し、資金面での支援のみならず、人的支援も含め、認定農業者に対する支援内容・育成メニューを拡充します。

○農業用鉄骨ハウスの設置に向けた取組の推進【重点3】

市内農地の多くは第一種低層住居専用地域⁴³にあるため、強度の高い鉄骨ハウスは建築物とみなされ、原則設置することができません。農業経営の継続性や災害時にも耐えられる農業用鉄骨ハウスの設置を求める農業者の声があることから、農業委員会やJA等と連携を図りながら、設置に向けた取組を推進していきます。

○災害に強い生産施設等への整備に対する積極支援【重点3】

近年、予見できない規模で多発する大型台風やゲリラ豪雨等の影響により、毎年、農業用ハウス、果樹棚等の生産施設等や農畜産物に多大な損害が生じています。これらの災害に対応するための生産施設等の整備は、安定した農業経営に必要であるため、JAと連携して、国や東京都の補助事業を活用し、市としても積極的に支援します。

2. 女性農業者・若手農業者・新規就農者等への支援

○女性農業者・若手農業者・新規就農者の育成【重点4】

女性農業者については、農作業や販売等の様々な面で農業経営の助けとなる存在であることから、認定農業者の家族については、家族協定を結ぶことを推進します。若手農業者・新規就農者については、将来の国分寺農業の主たる担い手と捉え、将来的な持続性・安定性を確立するため、認定農業者を目指すよう促します。また、女性農業者・若手農業者・新規就農者に対して、各種研修の開催等を通じた育成を東京都やJA等と連携して取り組みます。

○女性農業者・若手農業者・新規就農者からなる活動団体への支援

JA東京むさし国分寺地区女性部・青壮年部に加え、こくベジプロジェクト等の市内商業者と連携した若手農業者の活動が見られることから、それら団体・グループでの活動を国分寺市として後援するなど、支援体制について拡充を図ります。

3. 農業を継続し、農地保全に寄与する農業者への支援

○営農を支援するボランティアのあっせん【重点5】

援農ボランティアの支援先は現在、市民農業大学で講師を務めてきた農家や経営に積極的な農家に偏っていますが、農地保全も重視しつつ、農地を維持しようとする農業者も含め、農作業の支援を必要とする農家全体に人的支援が行き届くよう、援農ボランティア認定者及び派遣者の確保に取り組んでいきます。

○農業体験農園開設の支援

農地を維持しようとする農家に対して、都市農業における経営形態のひとつとして農業体験農園を紹介します。そして、開設に至るまでの準備や参加者に対する指導等、円滑



農園主から指導を受けられる農業体験農園

に開園できるよう支援します。更に、既に農業体験農園を開設・運営している農業者と連携し、令和2年度に初めて実施した農園主同士の情報交換会の実施方法の検討や新規開設農家への助言を行える機会をつくります。

○市内農産物への鳥獣被害状況の把握[重点3]

近年、市内で鳥獣⁴⁴による農産物の被害が多発しており、農業者の営農意欲の低下を招いています。今後の対策を検討するため、農業委員会やJAと連携し、市内農業者へ継続して被害状況の調査を行います。

○鳥獣による被害防止のための支援と啓発[重点3]

鳥獣は農地や行政区域を越えて広域で活動しており、被害を防止するために、東京都等の広域行政に対策を要請するとともに、捕獲のために必要な箱罠の購入や駆除に対する支援を行います。併せて、鳥獣への餌やり等の禁止行為について、担当部署と連携して市報等による啓発に取り組みます。

4. 農業経営モデルの調査・発信

○農家のニーズに応じた農業経営モデルに関する情報提供

新たな作付や経営手法を取り入れようとする農家(特に若手農業者)が参照できるよう、農業関係機関等と協力しながら、市内外における優良な農業経営モデルを情報収集し、提供することに努めます。また、農業委員会やJAの各部会等による農業指導機能の在り方についても検討します。

展開方向② 地産地消を中心とした生産・流通・販売・消費のネットワークの確立

【該当するSDGs：2・8・15】

昨今、食の安全・安心への関心や食材の質に対する意識が高まっている中、生産地と消費地が近接していることは国分寺農業の強みです。その強みを活かし、農業者においては販売を促進し、市民においては食や園芸に対する関心を喚起し、地産地消の推進を図ります。

現在、市内農業者が生産した農畜産物を「こくベジ」の愛称でブランディングし、こくベジプロジェクト推進連絡会(JA・商工会・観光協会等)を主体とした地産地消の取組を推進しています。本プロジェクトを通じてイベントやマルシェの開催、特設サイトによるPRによりこくベジの消費拡大と認知度の向上を図ります。



同時に、高齢化が進む現状を踏まえた流通・販売の工夫も検討します。例えば消費者の側では、高齢化と地域の個店の減少に伴った「買い物弱者」が問題視されていますが、生産者側でも高齢化に伴って出荷が難しくなっています(「出荷弱者」の増加)。これらの課題への対応のため、JAによる公園等での出張販売が実施されていますが、生産・流通・販売・消費の各面での課題を捉え、宅配販売のネットワークの検討等、生産者と消費者を結ぶネットワークのさらなる確立を図ります。

流通・販売・消費に関する取組に関しては、担当部署のみならず、関係機関や団体、市内商業者等との連携を図ります。

主要施策

1. 国分寺農業らしいブランド化とPRの推進

○地産地消の推進のためのこくベジ・こくベジ生産農家のPRの強化【重点1】

市内で生産されたこくベジ(農畜産物)が市内で消費されるよう、こくベジプロジェクトを通じて、こくベジの安全・安心・新鮮さを打ち出したPRを展開します。そのほか、「顔の見える生産者から買う」という強みを最大限活かすため、こくベジ特設サイトによるPRのほか、農業者自身によるSNS⁴⁵やホームページ、畑の掲示板等を活用したPRが盛んに行われるように促します。

○「国分寺ブランド」の市内外への発信

「国分寺ブランド」は市内産品ないしはその加工品であり、ふるさと納税⁴⁶の返礼品として活用を図るなど、その魅力の発信に努めます。

○花き・植木に関する市場向けのPRの推進【重点1】

花き・植木は市場へのお荷や業者間取引が主流であることを踏まえ、生産者や市場でブランドとして認知されている商品の魅力をこくベジプロジェクトを通じて、花き・植木市場に向けてPRしていきます。

○市内開発事業等における花き・植木の利用促進による良好な地域環境の創出

市内における花き・植木の消費量向上と良好な地域環境の創出を目指し、市内開発事業における敷地内の緑地等の整備において、ハナミズキや「国分寺ブランド」である^{つかさ}司シルエット等、国分寺ならではの花きや植木を活用するよう促します。

2. 消費者のニーズ・現状を捉えた流通・販売の展開

○生産者・消費者の課題等を捉えた流通・販売ネットワークの検討 **【重点6】**

生産者・消費者ともに高齢化が進む中、福祉の観点も踏まえた流通・販売戦略を採ることが求められます。現在、JAによる公園等での出張販売が実施されていますが、このほかにも、例えば集荷から販売までを一貫してネットワークする宅配事業等、生産・消費の双方の課題を解消でき、かつ地産地消が促進されるネットワークについて、こくベジプロジェクト推進連絡会とも連携しながら検討し、具体化します。



国分寺ファーマーズ・マーケット
ムちゃん広場
(JA東京むさし国分寺支店内)

○ボランティアの活用等による直売機能の面的展開

授農ボランティアは現在、農作業の支援を主としていますが、農家での軒先販売におけるボランティア等、販売面での支援をすることで、直売機能の面的展開を図ります。

○食の安全・安心や食材の質へのニーズに応える農業生産の促進

化学合成農薬と化学肥料の使用を削減して作られる農産物を認証する東京都エコ農産物認証制度や有機農業への取組を促します。また、農業者がより良い品質の農畜産物の生産に注力することで食の安全・安心や食材の質に対するニーズに応え、これまで以上に「選ばれるこくベジ」を生産することを促すため、東京都やJA等と連携しながら取り組みます。

3. 市内商業者等と連携した市内農畜産物の販売促進

○商店街や駅前空間を活用したこくベジの販売促進 **【重点6】**

商店街の空き店舗や国分寺駅北口交通広場等を有効に活用し、産直イベントや期間限定ショップを出店し、市民がこくベジを目にする機会を増やすとともに、消費につながるような販売方法や販売先を検討し、具体化します。

○飲食店等における地産地消の推進 **【重点1】**

こくベジプロジェクトを通じて、こくベジメニュー提供店と連携した各店舗での期間限定イベントやマルシェの開催のほか、店舗PRのためのタペストリーや食べ歩きMAPの制作、専用サイトへの掲載などを通じて、地産地消を推進します。

○こくベジを活用したブランド開発 **【重点1】**

国分寺農業らしいブランド化を図る際、こくベジプロジェクトを通じて、市内商業者と連携を図りながら、こくベジを利用した商品やメニューを新たに開発することで、こくベジを広くPRします。

展開方向③ 食と農を結びつけた国分寺農業への理解の促進

【該当するSDGs：2・4・12】

食の安全・安心への関心や品質への意識の高まりと並行して、家庭菜園も市民の生活に身近なものとなっており、農への関心も高まりを見せつつあります。このようなトレンドを捉え、食と農を結びつけた食育活動等を展開します。そのような活動を通じて、国分寺農業への理解を育み、深めながら、地産地消の実践へとつなげ、農業者(生産者)と市民(消費者)の双方にメリットを生み出すことを図ります。



農業体験を楽しむ児童

そのためにも、農業者・農業関係者のみならず、食と健康という観点からは健康・福祉分野、食育・農業体験という観点からは小・中学校との連携を図るほか、新たな観点として観光との連携を図っていきます。その際には、それぞれの分野の情報を共有し、双方にとって無理なく、メリットのある連携を共同で検討します。

また、食の安全・安心は、トレーサビリティ⁴⁷が重視されてはいますが、「同じ地域の住民が生産している」という安心感を上回るものではありません。また、「いま・そこで」採れたこくベジの新鮮さも格別です。「近さ」は花きや植木の強みでもあり、例えば生産者の距離が近いことで購入後に育て方を相談するなどコミュニケーションを図ることができ、安心して園芸を楽しむことができます。これらの魅力をこくベジプロジェクトを通じて、市民に情報発信します。

主要施策

1. 健康・福祉，学校教育等と連携した食育活動の推進

○学校給食等における食育・地産地消の取組

保育園や小・中学校の給食は「食べて学ぶことができる時間」として食育にとって重要な機会と捉え、教育委員会や栄養士，市内農業者と連携し，こくベジの利用を促進します。

○学校教育における食育や農業体験の検討と実施

子どもたちが大人になり，消費者となった時に地産地消に対する意識を持つことを目指し，学校での食育として，農業者等によるこくベジの出前授業や，学童農園や校内の庭園等において作付けや収穫等の農作業体験の機会を提供できるよう，現状の教育課程や学校生活との調整を図るなど，教育委員会との連携を図ります。



天平メニュー・国分寺ごはん

○健康・福祉と連動した食育活動の検討と実施

健康分野で「天平メニュー」が開発されていますが、栄養士等と連携し、こくベジを利用した健康メニューの食育講座の実施等、健康増進と地産地消を両立する食育活動を推進していきます。

○農業者、JAと連携した食育活動の推進

現在、JAと連携して市民向けに料理教室等の食育活動を推進していますが、今後もそれを継続しつつ、農業者、特に若手農業者や女性農業者と連携し、活動の拡充を図ります。

○農業者、関係者、農業委員会、庁内関係部局による協議の機会の設定

健康メニューの開発や小・中学校における食育・農業体験・給食での地産地消の推進は、農業者や農業委員会、庁内関係部局、更には栄養士やJA等とも連携が必要であることから、関係者間の連携が円滑に進められるよう、協議する機会を設けます。

○食農体験プログラムの検討と実施【重点1】

市内にある都内有数の文化財や観光スポット等とこくベジやこくベジの生産現場である農地を一緒に巡るツアーである食農体験プログラムを、こくベジプロジェクトを通じて、観光協会等と連携して検討し、具体化します。

2. 安全・安心・新鮮さ等の国分寺農業の情報提供

○国分寺農業の安全・安心・品質のPR

市民等の安全・安心・新鮮さ等に対するニーズを掘り起こし、消費を喚起することができるよう、展開方向②-2において示した安全・安心で品質の高いこくベジの生産を進めるとともに、市報やSNS等のメディアを活用し、市民等に対して広く発信・周知します。

○園芸を嗜む市民と花き・植木農家との交流の機会提供

草花や植木、観葉樹等を育てる市民に対して、市内花き・植木農家が講習会を開催し、指導する機会を設けるなど、市民と花き・植木農家の交流の機会を提供します。それを通じて、園芸を嗜む市民と農家の接点をつくり、購入へとつなげることに取り組みます。



国分寺市農業祭での鉢花即売・植木品評会の様子

展開方向④ 農地の多面性を活かした農のあるまちづくりの推進

【該当するSDGs：2・4・8・15】

国分寺市において農地の保全は、第一に生産基盤として重要な資源です。更に、緑地の確保に留まらず、その多面的機能が良好な都市環境の形成に資するという点でも大切なものです。



農地のある風景

都市における農地保全に向けては、自治体が連携して国・東京都に対して検討を求めてきましたが、制度面のみならず、一人でも多くの農業者が営農継続に前向きになることも大切なことです。そのため、展開方向①に示した経営・営農支援に加え、市民における農業への理解を育むことにも努めます。

特に生産基盤としての農地、そしてその多面的機能への理解を広く周知し、農地があることで暮らしにもたらされるメリットを市民が実感できる機会を設けることで、国分寺農業に対する理解を深めます。また、地産地消や農業体験といった農のあるまちの魅力も、こくベジプロジェクトと連動して市内外に情報発信を図ります。

また、都市農地の保全のため、特定生産緑地制度⁴⁸の周知や平成30年9月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律⁴⁹による農業者間等の貸借のためのマッチングに取り組んでいきます。さらに今後、国において都市農地の保全に向けた検討がされ、新たな制度の導入や改正があった場合には、効果的な制度運用を図るものとします。

主要施策

1. 農地の多面的機能に対する理解の促進

○学校における児童・生徒の農業体験の機会提供

展開方向③-1における学校における農業体験は、地産地消のみならず、農地の多面的機能を理解する上で重要な機会となります。小・中学校での授業を通じて、子どもが、農地の生産基盤としての大切さやその多面的機能を知る機会を提供します。

○防災活動と連動した農地の防災機能に対する理解の促進

災害時に市民が緊急避難することができる「災害時待避所」となる農地を周知するとともに、有事において、市民の安全を守るため、延焼を抑制する等の農地の防災機能に対する市民の理解を深めるよう努めます。

○環境や景観の保全における農地の役割に対する理解の促進

国分寺市の緑被率の多くが農地ですが、緑地としてだけでなく、農地やその周辺環境は、景観や微気象⁵⁰等への効果も期待され、環境・景観・みどりの分野においても大切なものであることを周知し、市民における理解を深める機会を提供します。

2. 農のあるまちの魅力を伝えるPRの充実

○こくベジプロジェクトと連動した農地及び農業体験の魅力発信 **[重点1]**

都心近郊というアクセス至便な立地にありながら、豊かな農地があり、地産地消や農業体験が可能であることを国分寺市の魅力として市内外に広く発信します。また、こくベジプロジェクトを通じて、国分寺農業の認知度を向上させるとともに、国分寺農業に関心を持つ市民が増えるよう努めます。



農ウォークでの収穫体験の様子

○農業体験農園や市民農園等、農のあるまちづくりの継承・発展

農業を体験する機会の提供を主たる目的として、市内農地の保全・活用を図ることで農のあるまちづくりを継続していきます。市民農園の安定的な運営のほか、農業体験農園や農家開設型市民農園の開園・規模拡大は、農業経営の助けになるとともに、生産基盤として農地を残すことにつながる手法として重視し、その支援を農業者と連携して取り組みます。

3. 農地保全に向けた手法・制度の検討

○生産緑地の追加指定の推進

生産緑地の指定を受けることは都市部における農業経営の継続にとって重要であることから、営農継続と農地保全に向けた制度面での支援として、生産緑地の追加指定に、継続して取り組みます。この取組と同時に、生産緑地の追加指定への動機づけとなるような営農支援にも取り組みます。

○行政との連携による農地保全に向けた取組の推進

市街化区域に農地がある東京都内自治体で組織する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全推進のためのアピールを国・東京都に対して継続して行います。更に東京都農業会議や農業委員会等と連携した取組を推進していきます。

○国や東京都による新たな制度に応じた効果的な制度の導入

国や東京都において農地保全のための新たな制度が導入された際には、農業者や庁内関係部局の意向も踏まえつつ、効果的な制度の運用を図ります。

○農地としての保全につながる利活用方法の検討 **[重点2]**

将来にわたる長期的な農地としての利活用を想定し、農地として残し続けられるよう、市民農業大学の圃場や国分寺いきいき農園の有効な利活用方法を検討します。いずれも、運営形態や手法、農園での作業の担い手の集め方等、制度的な工夫を図り、農地としての保全につながる利活用方法を検討します。

○特定生産緑地制度の周知促進

平成4年11月に生産緑地指定した農地が市内の生産緑地の大半を占めており、令和4年11月に指定から30年間を迎えます。また、平成5年以降に地区指定された生産緑地もあることから、農業委員会やJAと連携して農地所有者に特定生産緑地制度の周知を図り、特定生産緑地への移行を促していきます。

○農地の借り手・貸し手希望者の掘り起こし【重点2】

経営面積の拡大を図ろうとする意欲的な農業者と高齢化や担い手不足による農地の維持管理が困難となった農業者の実態を把握するため、農業委員会やJA等と連携し、合同説明会の開催や農業委員会だよりなどを活用して広く農業者に周知し、対象者の掘り起こしをします。

○生産緑地の農業者間貸借のためのマッチングの推進【重点2】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借を進めて農地の保全を図るため、農業委員会やJA等と連携し、ニーズに合った条件の農地を借用希望農業者に斡旋し、生産緑地の農業者間貸借を推進します。

展開方向⑤ “市民と農がふれあうまち国分寺”の継続と発展

【該当するSDGs：2・8・15】

過去30年近くに渡って国分寺市が取り組んできた市民農業大学は、国分寺農業にふれあい、理解を示す市民を増やし、更には担い手となる市民(援農ボランティア)を育ててきました。

今後も、市民農業大学を通じた援農ボランティアの育成を継続しつつ、ボランティア制度の充実を検討します。



国分寺市農業祭の様子

例えば、援農ボランティアのスキルアップを図ることによる実践的な営農支援、援農ボランティア側の組織化の検討等が挙げられます。また、関係機関やNPO、市内近郊の大学との連携も検討します。

同時に、これまでの取組も継続させ、農業者・JA・農業委員会・市が連携して開催する国分寺市農業祭や農業者が開園する農業体験農園・市民農園、農業委員会等が開催する農ウォーク・ふれあい視察見学会等、市民と農業者とのコミュニケーションの場、市民が農業と接する機会を創出する取組について引き続き有効な支援を継続していきます。

これまでの取組は、キャリアのある農業者がJA・市と連携して担ってきましたが、近年、若手農業者等の動きも活発になっていることから、将来を見据え、若手農業者等を積極的に巻き込みながら取組を進めていきます。

主要施策

1. 農業を支える人材の育成と活躍の場の提供

○市民農業大学の継続的な開講とカリキュラムの拡充に向けた検討【重点5】

市民農業大学を今後も継続的に開講します。また、受講生が減少傾向にあるため、カリキュラムや実習内容の見直し等、講義内容の充実に向けた検討と市民農業大学の積極的なPRを行います。

○援農ボランティアのスキルアップの機会の提供【重点5】

市民農業大学修了後に援農ボランティアになった市民に対し、そのスキルを高めるためのプログラムや機会の提供について、要望を調査した上で検討します。

○流通・販売へのボランティアの展開等、支援の多様化に向けた検討

展開方向①-3・②-2で示した多様なボランティア活動を実現するため、農地での作業を手伝う援農ボランティアに限らず、農業経営に関わる様々な作業・活動を行うボランティアの在り方を検討します。更に関係機関等とも連携することで、ボランティアの裾野を広げ、国分寺農業の支援の輪と理解を広げます。

○ボランティアの組織化に向けた取組 **【重点5】**

援農ボランティアのスキルアップや支援の多様化を図るためにも、既に組織化されている受入農家側に加え、援農ボランティア活動者側の組織化について検討し、これまで以上に円滑かつ効果的に農家と援農ボランティアがつながることを目指します。

2. 農を身近に触れる機会の提供

○教育・健康・福祉分野と連携した機会提供

現在、JA・農業委員会・市が中心となって取り組んでいます。小・中学校における既存の食育活動との連携や、健康・福祉分野の事業と連動することで、「ふれあい農業」の事業の幅を広げられるよう検討します。

○市内の農業施設の周知

直売所・共同販売所等の販売チャンネルや、市民農業大学、農業体験農園や市民農園等の農業体験ができる場所等、市内に点在する農業施設を、地図等を活用し、周知してきましたが、今後も市民が訪れてみよう、利用してみようと思えるように広報活動を展開します。

3. 若手農業者，市民団体，市内商業者等と連動した取組の展開

○若手農業者を取り込んだ事業の展開

若手農業者の活動が活発になっているため、市民や小・中学校の教師、栄養士、その他の関係機関・団体とのつながりを持てるよう、既存の事業の若手農業者の取組や新規事業の立ち上げを後押しします。

○市民団体，市内商業者等と連動した取組

こくベジプロジェクトを通じて市民団体や市内商業者による農業に関する活動が見られることから、それら活動の持続性や信頼性を高め、広く展開できるよう市として後方支援を図ります。

○市内・近郊の大学との連携，学生の参画機会の提供

こくベジのイベント運営や販売支援、広報やこくベジを利用したメニュー開発等、市内・近郊に大学が多くあることを活かし、農業者と大学生の双方にメリットのある連携を促します。



普段歩くことのできない農家の畑をめぐる農ウォークの様子



市内農業者の指導により農業を学ぶ市民農業大学

3.後期における重点施策

本計画の計画期間の後半5年間(令和3～7年度)において、次の6つの施策を重点的に取り組むものとします。

[重点1]こくベジ(地場産農畜産物)を活用した地域活性化の取組

平成27年度から市内農家が生産した農畜産物をこくベジの愛称でブランディングし、マルシェの開催やこくベジを取り扱う飲食店のPRと併せて地産地消の推進を図っており、年々市民の認知度も向上してきました。こくベジ(地場産農畜産物)を活用した地域活性化を図るうえでは、農業・商工業・観光等が連携を強化して取り組む必要があります。



こくベジプロジェクトを通じた地産地消の取組



令和元年度にはJA・商工会・観光協会を中心として、こくベジプロジェクト推進連絡会を立ち上げており、今後は、こくベジプロジェクト推進連絡会を主体に地産地消の取組を推進し、市内外へこくベジを中心とする国分寺農業の魅力発信に積極的に取り組む、地域の活性化を図ります。

■関連する事業名

展開方向	事業名	頁数
②地産地消を中心とした生産・流通・販売・消費のネットワークの確立	地産地消の推進のためのこくベジ・こくベジ生産農家のPRの強化	p.59
	花き・植木に関する市場向けのPRの推進	p.59
	飲食店等における地産地消の推進	p.60
	こくベジを活用したブランド開発	p.61
③食と農を結びつけた国分寺農業への理解の促進	食農体験プログラムの検討と実施	p.63
④農地の多面性を活かした農のあるまちづくりの推進	こくベジプロジェクトと連動した農地及び農業体験の魅力発信	p.65

[重点2] 都市農地の保全に向けた制度の活用と事業の実施

平成30年9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。これにより、経営面積の拡大を図ろうとする意欲的な農業者と高齢化や担い手不足等のため、農地の維持管理が困難となっている農業者間で貸借を行えるようになり、農地保全を図ることが期待されます。

市内では、農業者の高齢化、後継者不足等の問題から農家戸数や農地面積は減少傾向にあり、農地保全のための取組がより一層求められています。

今後、農業委員会やJAと連携し、農地の借り手・貸し手希望者の掘り起こしとニーズの把握に努め、農地の農業者間貸借を推進します。

また、市が所有する国分寺いきいき農園や市内農家から借用している市民農業大学実習圃場については、農地としての保全につながるよう、有効な手法を検討し、将来にわたる長期的な農地としての利活用に向けて取り組みます。



都市農地の貸借の円滑化に関する法律
活用希望者向けの説明会

■関連する事業名

展開方向	事業名	頁数
④農地の多面性を活かした農のあるまちづくりの推進	農地としての保全につながる利活用方法の検討	p.65
	農地の借り手・貸し手希望者の掘り起こし	p.66
	生産緑地の農業者間貸借のためのマッチングの推進	p.66

[重点3]外的要因(災害・鳥獣害等)による被害への対策

近年、予見できない規模で多発する大型台風やゲリラ豪雨などの影響により、毎年、農業用ハウス、果樹棚等の農業用施設等や農産物に多大な損害が生じています。また、農業経営の継続性や災害時にも耐えられる農業用鉄骨ハウスの設置を求める農業者の声がありますが、市内農地の多くは第一種低層住居専用地域にあるため、強度の高い鉄骨ハウスは建築物とみなされ、原則設置することができません。



台風によって崩壊したパイプハウス

更に、近年では災害や鳥獣による農産物への被害が多発しており、外的要因による生産環境の悪化が農業者の営農意欲の低下を招いています。

これらへの対策は、安定的な農業経営に欠かせないものであるため、農業委員会やJAと連携して、農業用鉄骨ハウスの設置に向けた取組、国や東京都の補助事業の活用や被害状況を踏まえた対策の検討等、農業者の意向も踏まえ、積極的に支援します。

■関連する事業名

展開方向	事業名	頁数
①国分寺農業の持続と発展に対する支援	農業用鉄骨ハウスの設置に向けた取組の推進	p.57
	災害に強い生産施設等への整備に対する積極支援	p.57
	市内農産物への鳥獣被害状況の把握	p.58
	鳥獣による被害防止のための支援と啓発	p.58

[重点4]担い手の農業経営力の強化

国分寺農業の振興にとって重要なことは、市内の農業者が経営に対して意欲的であり、国分寺市農業基本構想(第2章)に示した経営モデルの農業所得を得ることができるような持続的・安定的な農業経営を確立できる農業者を増やしていくことです。それが、農業生産活動の活発化につながり、ひいては農地保全にもつながることで、豊かな市民生活をつくる基盤となると言えます。

そのような観点に立ち、認定農業者については、資金面での支援のみならず、人的支援を含め、支援内容・育成メニューの拡充を図ります。また、農家世帯の一員として経営を支える女性農業者、将来的に国分寺農業の主たる担い手となる若手農業者・新規就農者の育成にも取り組みます。



認定農業者向けの簿記講習会
(認定農業者相談支援チーム主催)

■関連する事業名

展開方向	事業名	ページ
①国分寺農業の持続と発展に対する支援	認定農業者制度のメリットの明確化と普及	p.56
	認定農業者の育成と積極支援	p.56
	女性農業者・若手農業者・新規就農者の育成	p.57

[重点5] 援農ボランティアの確保と多角的な支援

国分寺市が約25年間に渡って育成してきた援農ボランティアは、市内農業者の助けとなっています。一方で、援農ボランティアの高齢化等により、援農ボランティア数は横ばい傾向となっています。

開講から30年を迎えた市民農業大学のカリキュラムの拡充を図り、市民農業大学を通じた援農ボランティアの育成を継続するとともに、援農ボランティアのスキルアップの機会の提供や援農ボランティアの組織化について、要望を調査した上で検討します。

今後も援農ボランティア受入農家が希望する人数とスキルを持ったボランティアを適正に派遣できるように取り組みます。



市民農業大学の様子

■ 関連する事業名

展開方向	事業名	ページ
① 国分寺農業の持続と発展に対する支援	営農を支援するボランティアのあっせん	p.57
⑤ “市民と農がふれあうまち国分寺”の継続と発展	市民農業大学の継続的な開講とカリキュラムの拡充に向けた検討	p.67
	援農ボランティアのスキルアップの機会の提供	p.67
	ボランティアの組織化に向けた取組	p.68

[重点6]生産者と消費者を結ぶ流通・販売網の確立

地産地消の推進においては、生産者における出荷に係る負担軽減を図りつつ、消費者の目に触れる機会を増やし、魅力的に感じるような販売方法を市内で展開するための流通網の確立が求められます。また、市民生活においても、一人暮らしや共働きの世帯、高齢者世帯等の買い物事情を踏まえた宅配サービスの展開等、市内農畜産物を購入する機会を増やすことも必要です。



国分寺駅北口交通広場内
イベント広場での産直

今後、商店街の空き店舗や国分寺駅北口交通広場等を有効に活用し、産直イベントや期間限定ショップの出店等、こくベジの販売方法を検討します。また、農業者、JA及び市のみならず、こくベジプロジェクト推進連絡会とも連携し、生産・消費の双方の課題を解消でき、かつ地産地消が推進される流通のネットワークについて、検討します。

■関連する事業名

展開方向	事業名	頁数
②地産地消を中心とした生産・流通・販売・消費のネットワークの確立	生産者・消費者の課題等を捉えた流通・販売ネットワークの検討	p.60
	商店街や駅前空間を活用したこくベジの販売促進	p.60

用語解説

- 42 SDGs…持続可能な開発目標(SDGs)とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓う。(※詳細は資料編P81・82に記載)
 - 43 第一種低層住居専用地域…用途の混在を防ぐことを目的に、都市計画法に基づき13種類の用途地域があり、このうち、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域で、市域の約3分の2を占めている。
 - 44 鳥獣…とりやけもの。市内ではカラスやハクビシン等による農作物の被害が確認されている。
 - 45 SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス。パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、利用者同士が交流できる会員制サービス。
 - 46 ふるさと納税…自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(一定の上限あり)。
 - 47 トレーサビリティ…食品の安全性を徹底するため、生産者や生産地のほか、輸送の過程や加工プロセス等を明示、ないしは追跡できるようにすることで、安心かつ安全な流通網を実現しようとする取組。日本では、牛肉や米・米加工品に対してトレーサビリティが義務付けられている。
 - 48 特定生産緑地制度…生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度。特定生産緑地の指定を受けることで固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生したときに相続税納税猶予制度の適用を受けることができる(現行制度が継続する)。
 - 49 都市農地の貸借の円滑化に関する法律…平成30年9月に施行された生産緑地を対象とした農地の貸借のための法律。相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借も可能で、貸借中に所有者に相続が発生した場合に、生産緑地を貸し付けたまま相続した者が相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。
 - 50 微気象…地表付近の大気現象。地表・地形・建物・植生・農作物等の影響を受けて微細な変化が生じることから、農業や生物の生息環境に大きな影響を持つ。
-

資料編

1. 第三次国分寺市農業振興計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第三次国分寺市農業振興計画(平成28年3月策定。以下「計画」という。)の見直しに関し必要な事項を検討するため、第三次国分寺市農業振興計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の見直しに関する事項
- (2) その他市の農業振興に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 国分寺市農業委員会の推薦を受けた者 2人以内
- (3) 市内の農業団体(東京むさし農業協同組合の組合員により構成される団体をいう。)の推薦を受けた者 2人以内
- (4) 東京むさし農業協同組合の推薦を受けた者 1人以内
- (5) 国分寺市商工会の推薦を受けた者 1人以内
- (6) 市内の消費者団体の推薦を受けた者 1人以内
- (7) 市の職員 5人以内

(謝礼)

第4条 前条第2号から第6号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払う。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を

求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議の内容が、国分寺市情報公開条例(平成11年条例第33号)第9条(実施機関の公開義務)各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部経済課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

2. 第三次国分寺市農業振興計画見直し検討委員会名簿

職名	氏名	区分	所属等
	松永 信俊	1号委員	公募により選出された市民
	志村 裕子	1号委員	公募により選出された市民
◎	田中 豊	2号委員	国分寺市農業委員会推薦
	齋藤 利一	2号委員	国分寺市農業委員会推薦
	川窪 光一	3号委員	市内の農業団体推薦
	松本 俊之	3号委員	市内の農業団体推薦
	小坂 宗次	4号委員	東京むさし農業協同組合推薦
	高橋 智成	5号委員	国分寺市商工会推薦
	笛田 弥生	6号委員	市内の消費者団体推薦
	新井 宏伸	7号委員	国分寺市政策部市政戦略室長
	古谷 隆之	7号委員	国分寺市総務部防災安全課長
○	島崎 進一	7号委員	国分寺市まちづくり部まちづくり計画課長
	桜井 隆二	7号委員	国分寺市建設環境部緑と建築課長
	中島 弘美	7号委員	国分寺市教育部学務課長

◎: 委員長

○: 副委員長

※ 委員の任期は、令和2年10月19日から令和3年3月31日まで

3. 検討経過

(1) 農業者・市民に対するヒアリング

○目的

令和2年度に第三次国分寺市農業振興計画(平成28年3月策定)の中間年を迎えた。これに伴い、計画策定からこれまでの期間における事業の成果や課題等について、日頃より当市の農業振興の主体となる農業団体及び国分寺農業の応援団として農業に深く関わっている市民から、多様な意見を聴取し深く把握することで、令和7年度までの後期期間における、より効果的な事業の導入を検討することを目的として実施。

○対象者

【農業団体】

- 国分寺市野菜生産組合
- 国分寺市果樹組合
- 国分寺市植木組合
- 国分寺市畜産研究会
- 国分寺市鉢物研究会
- 東京むさし農業協同組国分寺地区青壮年部
- 東京むさし農業協同組国分寺地区女性部

【市民】

- 国分寺市市民農業大学受講生
- 国分寺市市民農業大学修了生
- 国分寺市立国分寺いきいき農園使用団体
- 国分寺市立国分寺いきいき農園事業協力員

(2) 第三次国分寺市農業振興計画見直し検討委員会 経過

回	開催日・会場	主な内容
第1回	令和2年10月28日 市役所第5庁舎1階会議室	1 委員紹介 2 正副委員長選出 3 趣旨説明及びスケジュール確認 4 施策の進捗状況報告及び検証について
第2回	令和2年11月19日 市役所第5庁舎1階会議室	1 施策の進捗状況報告及び検証について 2 農業を取り巻く社会情勢の変化について 3 市内農業団体及び市民ヒアリングの実施について(報告) 4 目指すべき方向性(目標)と対応策の検討について

第3回	令和2年12月22日 市役所第5庁舎1階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内農業団体及び市民ヒアリングの結果について(報告) 2 施策の検証結果等に基づく後期事業と重点施策の決定について 3 第三次国分寺市農業振興計画見直し(案)の検討について
第4回	令和3年1月20日 市役所第5庁舎1階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三次国分寺市農業振興計画見直し(案)の検討について
第5回	令和3年3月5日 市役所プレハブ会議室第3	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三次国分寺市農業振興計画見直し(案)の決定について

4. SDGsについて

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015)年9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された国際目標です。

SDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール(国際目標)・169のターゲットが掲げられています。

日本では【持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す】ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(平成28(2016)年12月22日)SDGs推進本部決定」を定め、国全体での取組を推進しています。

その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組を促進していくことが求められており、第三次国分寺市農業振興計画においてもこの取組を進めていきます。

【SDGs 17のゴール(国際目標)】

「※外務省が日本語訳したもの(関係各省庁においても同訳を引用)」

	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくらう</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し, 持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護, 回復, 持続可能な利用の推進, 持続可能な森林の経営, 砂漠化への対処, ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し, すべての人々に司法へのアクセスを提供し, あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第三次国分寺市農業振興計画(中間見直し)

発行日 令和3年3月

発行 国分寺市

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1丁目6番地1

電話 042-325-0111(代表)

国分寺市市民生活部経済課
